

## 役員に対する報酬等の総額に関する規程

平成24年5月22日  
第66回通常総会決定

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本道路協会定款第26条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の総額)

第2条 常勤の理事に対する年間報酬等の総額は、1,500万円の範囲内とする。

### (報酬等の支給基準)

第3条 報酬等の支給の基準については、理事会において別に定める。

### (改正)

第4条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。